

安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェックが

「義務化」されます！

令和4年4月1日
施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和4年10月1日
施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

確認方法に関するQ & A

Q1 運転前後とは？

A1 必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足ります。

Q2 目視等で確認とは？

A2 運転者の顔色、呼気の臭い、声の調子等で酒気帯びの有無を確認することで、その方法は対面が原則です。

Q3 対面による確認ができない場合は？

A3 直行直帰の場合など、対面での確認が困難な場合はこれに準ずる適宜の方法で行えばよく、例えば、運転者にアルコール検知器を携帯させるなどした上で、
※ カメラ、モニター等によって顔色等を確認
※ 電話や無線などで声の調子を確認
し、併せてアルコール検知器の測定結果で呼気にアルコールが含まれていないことを確認するなどの方法があります。

確認方法に関するQ & A

Q 4 記録する項目は？

A 4 記録する項目は、

- ・ 確認の日時
- ・ 運転者
- ・ 自動車登録番号又は識別できる記号番号等
- ・ 確認の方法
- ・ 酒気帯びの有無
- ・ 確認者名
- ・ 指示事項
- ・ その他必要な事項

です。

「確認の方法」にあつては、4月1日からは「対面」又は「対面でない場合の具体的な確認の方法」、10月1日からは「アルコール検知器の使用の有無」の記載が必要となります。

※ 「確認表の参考例」を添付しています。参考例は一例であり、事業所の業務実態にあわせて作成して下さい。

Q 5 他の事業所での確認ができるのか？

A 5 同一の自動車の使用者が、他の自動車の使用の本拠（他の事業所）において安全運転管理者を選任しており、その事業所において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、その事業所の安全運転管理者立会いの下、運転者にアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができます。

Q 6 安全運転管理者以外の人を確認してもよいのか？

A 6 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する立場の方に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

確認方法に関するQ & A

Q 7 アルコール検知器の性能は？

A 7 呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とされています。

Q 8 アルコール検知器を常時有効に保持するとは？

A 8 「正常に作動し、故障が無い状態で保持しておくこと」で、取扱説明書に基づき、適切な使用、管理、保守、定期的に故障がないか確認することが必要です。

～運転者の運転前後のアルコールチェック以外の～ 安全運転管理者の業務

① 運転者の状況把握

運転者の運転適性、安全運転に関する技能・知識、道路交通法の遵守の状況を把握するための措置を講ずること。

② 安全運転確保のための運行計画の作成

最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止、その他安全運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成すること。

③ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置

運転者が長距離の運転又は夜間の運転をする場合に、疲労等により安全運転を継続できないおそれがあるときは、あらかじめ、交替する運転者を配置すること。

④ 異常気象時等の安全確保の措置

異常な気象、天災、その他の理由により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示や、その他安全運転を確保するための措置を講ずること。

⑤ 点呼等による安全運転の指示

運転者の点呼を行うなどにより、自動車の運行前点検の実施状況や、過労・病気・その他の理由により正常な運転をすることができないおそれがないか確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。

⑥ 運転日誌の記録

運転者名、運転の開始と終了の日時、運転距離、その他運転状況を把握するために必要な事項を記録する運転日誌を備付け運転者に記録させること。

⑦ 運転者に対する指導

運転者に対し、安全運転に関する技能・知識、その他安全運転確保のため必要な事項などの指導を行うこと。

安全運転管理者の制度や届出方法などは、
秋田県警察ホームページに掲載しています。

